

知っておきたい農地の権利移動、 転用と農地の貸借の手続き

申請手続きは毎月25日までに農業委員会へ

農 地 法	3 条	農地移動	<p>農地を売りたい、贈与したい等は許可申請が必要です</p> <p>申請書提出 (農業委員会) 登記簿謄本 添付 毎月25日まで</p> <p>農業委員会総会 審査及び決定 現地確認も有り 毎月10日前後</p> <p>申請者 指令書交付 12日前後</p> <p>☆指令書を受領したら、所有権移転、 地目変更等の登記を行いましょう。</p>
	4 条・ 5 条	転 用	<p>自己の農地を転用（住宅、植林、倉庫等）する場合は、<u>4条</u>の申請が必要です。 <u>転用</u>（住宅、植林、倉庫等）を目的とした売買、貸借をする場合は、<u>5条</u>の申請が必要です。 ☆その農地が農業振興区域の農用地に指定してある場合は、まず、農林水産課へ除外申請が必要です。手続きには、6ヶ月程度期間を要しますので、早めにご相談ください。</p> <p>(作成書類は、4条、5条共通)</p> <p>申請書提出 (農業委員会) 登記簿謄本 添付 毎月25日まで</p> <p>農業委員会総会 審査及び決定 現地確認も有り 毎月10日前後</p> <p>中部総合事務所 審査等 毎月12日前後</p> <p>申請者 指令書受領 毎月1日前後</p> <p>農業委員会 指令書送付 毎月30日前後</p> <p>県常任委員会 審査及決定 指令書交付 毎月28日前後</p> <p>☆転用許可を受けずに勝手に転用することは、法律で禁止されています。 必ず、手続きをしてください。</p>
2アール未満の転用 (届出)		2アール未満の農業用施設に供される転用は、農業委員会事務局に届出を行ってください。(所定の用紙は、農業委員会事務局にあります。)	